

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）、当該処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中であり、近く同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく処理区域の公示が予定される区域（以下「処理予定区域」という。）において、既設の私道に共同排水設備を敷設する工事（以下「敷設工事」という。）又は既設の共同排水設備を修繕する工事（以下「修繕工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、水洗便所の普及促進を図り、生活環境の向上に寄与するとともに、所有者による共同排水設備の適正な維持管理を促進し、公共下水道の適正な保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。
- (2) 共同排水設備 下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、複数の宅地等からの下水を公共下水道に排除するためのものをいう。
- (3) 敷設 既設の私道に共同排水設備を設置する行為（敷設替えに伴うものを除く。）をいう。
- (4) 修繕 既設の私道に敷設されている共同排水設備の一部を修理し、機能を維持する行為をいう。
- (5) 工事施行者 私道に接する建築物の所有者又はその所有者の同意を得た

使用者で当該私道において敷設工事又は修繕工事を行う者をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、下水道法において使用する用語の例による。

(助成対象)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、処理区域又は処理予定区域において次の各号に掲げる条件を備えている場合には、敷設工事を行う工事施行者に対し、助成金を交付する。

- (1) 当該私道の一端が公道に接続していること。
- (2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく敷設工事を行うことができるものであること。
- (3) 敷設工事の完了後（処理予定区域にあつては、処理区域の公示後）、直ちにくみ取り便所が水洗便所に改造され、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。
- (4) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の敷設についての承諾が得られているものであること。
- (5) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。

2 管理者は、処理区域において次の各号に掲げる条件を備えている場合には、修繕工事を行う工事施行者に対し、助成金を交付する。

- (1) 当該私道の一端が公道に接続していること。
- (2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく修繕工事を行うことができるものであること。
- (3) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の修繕についての承諾が得られているものであること。
- (4) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。
- (5) 修繕工事の工事費の額が5万円以上であること。

(6) 共同排水設備の敷設後10年を経過したものであること（敷設の時期が不明である場合にあっては、当該地域が処理区域として公示されてから11年を経過したものであること。）。

(7) 過去に修繕（この要綱に基づく助成金の交付を受けて行ったものに限る。）を行った箇所については、修繕後10年を経過したものであること。

3 前2項の規定は、処理区域に隣接する区域における私道について準用する。この場合において、前項第6号中「当該地域」とあるのは、「当該地域に隣接する地域」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の公示の日から3年を経過した後、第5条第1項の規定による申請がなされるものについては敷設工事の助成対象としない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

5 敷設工事における助成金の交付の対象は、別表第1に掲げるとおりとし、修繕工事における助成金の交付の対象は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、舗装（道路の原形復旧として行うものを除く。）の工事は、除くものとする。

（助成金の額）

第4条 前条第1項に規定する助成金（同条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する助成金を含む。以下同じ。）の額は、別に定める川崎市排水設備技術基準及び川崎市私道共同排水設備敷設工事標準単価表に基づき算定された工事費の額と敷設工事に要した経費とを比較して、いずれか低い額に10分の8を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、前条第4項ただし書の規定により、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。

2 前条第2項に規定する助成金（同条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する助成金を含む。以下同じ。）の額は、工事施行者が川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第6条第1項に規定する川崎市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）3社以上から徴取した見積額のうち、最も低い額に10分の7を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 工事施行者は、第3条第1項に規定する助成金の交付を受けようとするときは、敷設工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

（1）私道共同排水設備敷設工事設計書（第2号様式）

（2）誓約書（第3号様式）

（3）委任状（第3号様式）

（4）その他管理者が必要と認める書類

2 工事施行者は、第3条第2項に規定する助成金の交付を受けようとするときは、原則として修繕工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

（1）指定工事店3社以上から徴取した見積書の写し

（2）誓約書

（3）委任状

（4）その他管理者が必要と認める書類

3 前項第1号の見積書は、私道共同排水設備修繕工事見積書（第4号様式）

によるものとする。

(助成金交付の可否の決定等)

第6条 管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定通知書（第5号様式）により工事施行者に通知するものとする。

3 第1項の規定により助成金を交付しないことを決定したときは、私道共同排水設備敷設・修繕助成金不交付決定通知書（第6号様式）により工事施行者に通知するものとする。

(工事の施工)

第7条 工事施行者は、敷設工事又は修繕工事を指定工事店に施工させるものとする。ただし、工事の規模により指定工事店が施工することが困難な場合には、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第6条の規定により認定された者に施工させることができる。

2 工事施行者は、前条第2項に規定する通知（以下「助成金の交付決定」という。）において指定した期限（次条第2項に規定する通知により期限が変更された場合にあっては、当該期限）までに敷設工事又は修繕工事を完了しなければならない。

(工事の変更)

第8条 工事施行者が助成金の交付決定を受けた後に、敷設工事の内容又は工期を変更しようとする場合は、私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書（第7号様式）により申請し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で管理者が認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定により変更を承認したときは、私道共同排水設備敷設助成金交

付決定変更通知書（第 8 号様式）により工事施行者に通知するものとする。

（完了の届出等）

第 9 条 工事施行者は、敷設工事が完了したときは、当該工事が完了した日から 5 日以内に私道共同排水設備敷設工事完了届（第 9 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 工事施行者は、修繕工事が完了したときは、当該工事の完了後速やかに私道共同排水設備修繕工事完了報告書（第 10 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（完了の検査）

第 10 条 管理者は、前条第 1 項の工事完了届を受理したときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。

（助成金の交付等）

第 11 条 管理者は、前条の規定による完了検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内で、第 4 条第 1 項の規定により助成金の額を確定し、工事施行者に対して助成金を交付するものとする。

2 管理者は、第 9 条第 2 項の工事完了報告書の提出を受けたときは、その報告に係る修繕工事の成果を審査し、工事の内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内で、第 4 条第 2 項の規定により助成金の額を確定し、工事施行者に対して助成金を交付するものとする。

3 前 2 項の規定により助成金を交付する場合は、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付確定通知書（第 11 号様式）により工事施行者に通知するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第 12 条 管理者は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定又は第 8 条第 2 項に規定する通知を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を受けたとき。

(2) 管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる条件に適合しないとき。

2 前項の規定により助成金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を取り消すときは、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定(変更)取消通知書(第12号様式)により工事施行者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 管理者は、前条の規定により助成金の交付決定又は第8条第2項に規定する通知を取り消した場合において、既に工事施行者に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

(共同排水設備の維持管理)

第14条 工事施行者は、敷設し、又は修繕した共同排水設備について、当該排水設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第5条に規定する申請がされた場合における助成金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

共同排水設備の施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私道排水管及び側溝 (2) 私道ます及びマンホール (3) 私道取付管 (4) 分流式の公共下水道の処理区域において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるます (5) その他管理者が必要と認めるもの
その他	敷設工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガスパ管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの

別表第2（第3条関係）

共同排水設備の施設	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私道ます又はマンホール相互の間を接続する私道排水管の一部の修繕 (2) 私道ます（私道集水ますを除く。）及びマンホールの修繕（高さ調整、斜壁の取替、基礎の補強等を含む。） (3) 私道取付管の修繕 (4) その他管理者が必要と認めるもの
その他	修繕工事に伴い必要となる設計、試験掘、ガスパ管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの

申請者 氏 名

作成者 商号又は名称

代表者名 印

私道共同排水設備敷設工事設計書

(単位 円)

番号	種 別	形 状 寸 法	単 価	設 計		変 更		精 算		
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
(1)	排 水 管	内径 mm		m		m		m		
		内径 mm								
		内径 mm								
		内径 mm								
		内径 mm								
	取 付 管	内径 mm		m		m		m		
		内径 mm								
		内径 mm								
	汚	継 手 類			個		個		個	
		ます口接続工		箇所		箇所		箇所		
水	マンホール	内径 cm		箇所		箇所		箇所		
		内径 cm								
		内径 cm								
		内径 cm								
		内径 cm								
	及 び 各 種 ます									
		街きよます インバート工			箇所		箇所		箇所	
工 事 費										
(2)	排 水 管 及 び U 字 溝	内径 mm		m		m		m		
		内径 mm		m		m		m		
		内径 mm								
		内径 mm								
		内径 mm								
	取 付 管	内径 mm		m		m		m		
		内径 mm								
		内径 mm								
	雨	継 手 類								
		ます口接続工		箇所		箇所		箇所		
水	マンホール	内径 cm		箇所		箇所		箇所		
		内径 cm								
		内径 cm								
		内径 cm								
		内径 cm								
	及 び 各 種 ます									
		街きよます インバート工								
宅地内雨水ます 接続ます			箇所		箇所		箇所			
工 事 費										
(3)	切 廻 工									
	仮 設 工									
の	道 路 復 旧 工	砂利道		m ²		m ²		m ²		
		舗装道		m ²		m ²		m ²		
他	調 査 工	試 験 掘		箇所		箇所		箇所		
	設 計 手 数 料	1 式		m		m		m		
工 事 費										
(1) ~ (3) の 合 計										
消費税及び地方消費税相当額((1)~(3)の合計×税率)										
ガ ス 管 切 廻 工 (1式)										
工 事 費 計 (助 成 金 対 象 額)										
* 助 成 金 額				決定額		変更額	確定額			

* 印欄は記入しないでください。

年 月 日

誓約書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

私たちは、私道共同排水設備敷設・修繕の助成金の交付を受け、共同排水設備を敷設し、又は修繕するに当たり、次の事項を確実に守ることを連署のうえ誓約します。

- 工事は、川崎市上下水道局が定める川崎市排水設備技術基準に基づき施行します。
- 共同排水設備を敷設し、又は修繕する私道に関する権利関係の紛争については、申請者と権利者において解決します。また、工事に起因する紛争、事故等が生じた場合は、申請者と工事施行業者の責任において解決します。
- 共同排水設備の敷設工事完了後は、直ちに水洗便所に改造し、又は浄化槽を廃止します。
- 工事施行後の共同排水設備の維持管理、補修及び私たちの都合による敷設替えについては、原則として全て私たちが行います。
- 申請者以外の者がこの共同排水設備への接続を申し出た場合は、これを承諾します。
- 川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱を遵守し、これに違反したときは助成金の交付決定の取消しを受けても、異議は申立てません。

委任状

私は、この度 市 区 の
を代理人と定め、次の所在地において共同排水設備を敷設すること又は修繕すること、及びこれに係る助成金の申請その他これに付随する手続きについて、一切の権限を委任します。

川崎市 区 から

川崎市 区 まで

注1 申請者とは、この工事完了後、設備を利用する全ての者（建築物所有者及びその所有者の承諾を得た建築物使用者）でなければなりません。

2 必ず自署・押印してください。

申請者(代表者) 氏 名

見積作成者 商号又は名称

代表者名 印

私道共同排水設備修繕工事見積書

(単位 円)

	工 種	種 別	形 状 寸 法	単 価	見 積		審 査	
					数 量	金 額	適 否	金 額
(1) 汚 水 (合 流)	排 水 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm		m		
		撤去・新設	内径	mm		m		
	取 付 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm		箇所		
		撤去・新設	内径	mm		箇所		
	マンホール 及び各種ます 補修工	躯体補修工	内径	c m		箇所		
			内径	c m		箇所		
		高さ調整工	内径	c m		箇所		
			内径	c m		箇所		
		蓋取替工	内径	c m		箇所		
						箇所		
		目地補修工				箇所		
		管口補修工				箇所		
	ます口接続工				箇所			
(1) 汚水(合流) 計								
(2) 雨 水	排 水 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm		m		
		撤去・新設	内径	mm		m		
	取 付 管 補 修 工	撤去・新設	内径	mm		箇所		
		撤去・新設	内径	mm		箇所		
	マンホール 及び各種ます 補修工	躯体補修工	内径	c m		箇所		
			内径	c m		箇所		
		高さ調整工	内径	c m		箇所		
			内径	c m		箇所		
		蓋取替工	内径	c m		箇所		
						箇所		
		目地補修工				箇所		
		管口補修工				箇所		
	ます口接続工				箇所			
(2) 雨水 計								
(3) そ の 他	切廻工	給水管				m		
	仮設工	土留工				式		
		水替工				式		
	道路復旧工		舗装厚	c m		m ²		
	調査工	試験掘工				式		
(3) その他 計								
(1)～(3)の合計								
消費税及び地方消費税相当額((1)～(3)の合計×税率)								
その他税込価格の工種			ガ ス 管 切 廻 し			式		
						式		
工 事 費 計 (助 成 金 対 象 額)								
助 成 金 額								

※ 太枠線内のみ記入してください。

第5号様式（第6条関係）

川 第 号

申請者 住所
(代表者) 氏名様

私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定通知書

年 月 日付け私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付申請について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

認定工事費 円

助成金交付予定額 円

工事完了期限 年 月 日まで

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

助成金交付の条件

- 1 敷設工事においては、工事完了後5日以内に工事完了届（第9号様式）を上下水道事業管理者に提出して上下水道局の検査を受けること。
- 2 修繕工事においては、工事完了後速やかに工事完了報告書（第10号様式）を上下水道事業管理者に提出して上下水道局の審査を受けること。
- 3 敷設工事において、工事に変更があった場合は、変更承認申請書（第7号様式）を提出すること。
- 4 工事完了期限までに工事を完了すること。

（注1）敷設工事については工事完了後の上下水道局の検査に合格してから、修繕工事については完了報告後の上下水道局の審査の適合を受けてから交付決定通知書（第11号様式）を送付します。

（注2）この交付決定通知書は、概算予定額のため、精算の時に金額の差が生ずる場合があります。

第6号様式（第6条関係）

川 第 号

.....
.....様

私道共同排水設備敷設・修繕助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました私道共同排水設備敷設・修繕助成金については、審査の結果、 の理由で交付しないことに決定しましたので、私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第6条の規定に基づき通知します。

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所 _____

(代表者) 氏名 _____ 印 _____

年 月 日付け 川 第 号で助成金交付決定通知がありました私道共同排水設備敷設工事について、川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

施工場所		川崎市 区 から 川崎市 区 まで
工事完了期限	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
工事変更内容		
工事金額	変更前	円
	変更後	円
変更理由		
工事施行業者 住所・代表者名		印

第8号様式（第8条関係）

川 第 号

申請者 住所
(代表者) 氏名様

私道共同排水設備敷設助成金交付決定変更通知書

年 月 日付け私道共同排水設備敷設工事変更承認申請について、審査の結果、次のとおり変更を決定しましたので通知します。

認定工事費 (変更前) 円
円

助成金交付予定額 (変更前) 円
円

工事完了期限 (変更前) 年 月 日まで
年 月 日まで

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

助成金交付の条件

- 1 工事完了後5日以内に工事完了届（第9号様式）を上下水道事業管理者に提出すること。
- 2 工事に変更があった場合には、変更承認申請書（第7号様式）を提出すること。
- 3 工事完了期限までに工事を完了すること。

(注1) 工事完了後、上下水道局の検査に合格してから交付確定通知書（第11号様式）を送付します。

(注2) この交付決定変更通知書は、概算予定額のため、精算の時に金額の差が生ずる場合があります。

私道共同排水設備敷設工事完了届

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所 _____

(代表者) 氏名 _____ 印

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり工事が完了したのでお届けします。

決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	川 第 号
施 工 場 所	川崎市 区		から
	川崎市 区		まで
工 事 期 間	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名			印

工 事 完 了 検 査 報 告 書

上記の工事について、検査の結果完了したことを確認しました。

完了・手直・検査 年 月 日

検 査 員 _____ 印

立 会 人 _____ 印

地 元 立 会 人 _____ 印

(注) この届は、次の書類を添付の上で、工事完了後5日以内に提出すること。

添付書類：工事費精算書、出来形図、完成図、工事写真

私道共同排水設備修繕工事完了報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所 _____

(代表者) 氏名 _____ 印 _____

川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり私道共同排水設備修繕工事が完了したので報告します。

決 定 番 号	年 月 日 付 け	川 第 号
施 工 場 所	川崎市 区	から
	川崎市 区	まで
工 事 施 行 業 者 住 所 ・ 代 表 者 名		印
完 了 年 月 日		

(注) この報告書は、次の書類を添付の上で、工事完了後速やかに提出すること。

添付書類：完成図（変更平面図）、完成写真、工事施行業者との工事請負契約書（写し）、領収書（写し）

第12号様式（第12条関係）

川 第 号

.....
.....様

私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付決定（変更）取消通知書

年 月 日付け 川 第 号で決定（変更）した私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付については、川崎市私道共同排水設備敷設・修繕助成金交付取扱要綱第12条の規定に基づき、取り消します。

1 施 工 場 所 川崎市 区 から
川崎市 区 まで

2 決定を取り消す理由

年 月 日

川崎市上下水道事業管理者